

Jアラート専用アンテナ及び新型受信機整備業務

入札説明書

令和7年6月

島 根 県

1. 購入に関する内容

- (1) 件名
Jアラート専用アンテナ及び新型受信機整備業務
- (2) 入札案件の仕様等
別添「Jアラート専用アンテナ及び新型受信機整備業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約日から令和8年3月19日（木）
- (4) 履行場所
島根県松江市殿町1番地 島根県庁

2. 事務担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県防災部防災危機管理課危機管理係
TEL 0852-22-6484 FAX 0852-22-5930

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次の①から⑦のすべての項目に該当すること。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
 - ③ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - ④ 指定期日までに入札参加資格確認申請書を提出したものであって、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - ⑤ 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ⑥ 島根県が行う建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
 - ⑦ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (2) 入札参加資格確認に係る提出書類
次の書類を提出すること。
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
また、提出された書類に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、補正を行うこと。

①入札参加資格確認申請書（様式１）

②添付資料

- ア 入札にあたって代理人を定める場合は委任状（様式２）
（入札前に入札会場での提出も可）
- イ 法人にあつては登記事項証明書
- ウ 個人にあつては身分に関する誓約書
- エ 県税の納税証明書
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 入札保証金の免除に関する書類（免除を受けようとする場合）

（３）入札参加資格確認申請書の提出

①提出方法

- ア 期限までに持参又は郵送すること。
- イ 申請書、添付資料の提出部数は１部とする。
- ウ 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された資料は返却しない。
- オ 提出された資料は提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

②提出期限：令和７年７月８日（火）正午

③提出先：上記２の担当部局

（４）確認結果の通知

確認の結果は、令和７年７月１０日（木）までにメール、FAX 又は郵送にて通知する。

４．入札、開札の手続等に関する事項

（１）入札、開札の日時及び場所

- ①日 時 令和７年７月１６日（木）１１時
- ②場 所 島根県庁７階 ７０１会議室

（２）入札方法等

①入札書

入札は、入札書（様式３）により行うものとする。

入札書の記載等にあたっては次の事項に注意すること。

- ア 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

②代理人による入札

代理人により入札するときは、適正な委任状が提出されていること。

（３）入札書の提出

①提出方法

- ア 持参により提出すること。
- イ その他、別添「入札書に関する注意事項」を参照すること。

②その他

入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札保証金

- ①島根県会計規則第 61 条（※ 2）の規定により、入札者が見積った契約金額の 100 分の 5 以上を納付すること。
- ②ただし、島根県会計規則第 61 条の 2（※ 3）各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- ③入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。落札者が契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により県に帰属する。

(5) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人及び島根県防災部防災危機管理課職員の立ち会いのもと行う。これらの者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札の場所を退場することはできない。

(6) 再度入札

- ①開札の結果、予定価格の制限の範囲内での応札がない場合は、当該開札の終了後、直ちに再度の入札を行う。
- ②再度入札は、2 回まで行うものとする。
- ③入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札の場所を退場しなければならない。
- ④再度入札を行う場合において、前の入札に参加しなかった者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

- ①予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ②落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある場合には、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号（※ 4）の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(8) 入札の無効

入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第 63 条各号（※ 5）のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(9) 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項（※ 6）に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期する。

この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(10) 入札辞退

入札参加資格の確認結果の通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあつては入札辞退届（様式4）を入札執行前までに上記2の担当部局へ提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者へ提出すること。

(11) 入札において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5. 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項

別添「契約書（案）」のとおりとする。

(3) 契約の締結

①落札者が決定したときは、7日以内に契約を締結するものとする。

②知事が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約保証金

①島根県会計規則第69条第1項（※7）の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第69条の2（※8）各号のいずれかに該当する者については免除する。

③契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

④契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎1階 出納局審査指導課

イ 納付時期

落札の日から契約までの間

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(6) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

6. 質問等

(1) 提出方法

質問は、書面（様式5）により令和7年7月3日（木）正午までにFAX、郵送又は持参により提出するものとする。（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

質問書の提出先は、上記2の担当部局とする。

(3) 回答

回答については、随時行う。

(4) その他

なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

【参照条文】

(※ 1) 地方自治法施行令 第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)

1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(※ 2) 島根県会計規則 第61条(入札保証金)

- 1 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に、その者の見積る契約金額の100分の5以上(県有財産売却システムによる入札にあつては、予定価格の100分の10以上)の入札保証金を納めさせなければならない。
- 2 前項の入札保証金の納付は、国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- 3 入札保証金は、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、落札者から申出があつた場合には、入札保証金を当該落札者が納付すべき契約保証金の一部に充当することができる。

(※3) 島根県会計規則 第61条の2(入札保証金の免除)

契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有する者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、一般競争入札に参加する者の資格を定めた場合において、一般競争入札に参加しようとする者の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(※4) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号(随意契約)

地方自治法第243条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

～略～

- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(※5) 島根県会計規則 第63条(入札の無効)

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加することができない者が入札をしたとき。
- (2) 入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札に際して連合その他の不正の行為があったとき。
- (4) 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札をしたとき。
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(※6) 島根県会計規則 第61条の3(入札執行の取りやめ又は延期)

1 契約担当者は、一般競争入札を執行するに当たり、不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することができる。

2 前項の規定により入札を取りやめ、又は入札期日を延期したときは、速やかにその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。

(※ 7) 島根県会計規則 第69条(契約保証金)

- 1 契約担当者は、契約を締結しようとする者に、契約金額(県有財産売却システムによる入札にあっては、予定価格)の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。
- 2 第61条第2項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金は、契約履行の検査完了後に還付するものとする。

(※ 8) 島根県会計規則 第69条の2(契約保証金の免除)

契約担当者は、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売払契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭に「¥」マークを記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札金額は訂正することができないこと。
- (4) 入札者の記載は、次のとおり。

本人名で入札する場合	代理人により入札する場合
・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載。 【記載例】 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。 【記載例】 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 代理人 △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□

2. 入札書の封筒

- (1) 表には「J アラート専用アンテナ及び新型受信機整備業務 入札書」と記載し、社名を記載する。

Jアラート専用アンテナ及び新型受信機整備業務
仕様書

令和7年6月
島根県

目 次

第1章	総則	2
第2章	共通指定事項	4
第3章	構成品目	4
第4章	機器仕様	5

第1章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、島根県（以下、「甲」という）が、総務省消防庁（以下、「消防庁」という）から配信される全国瞬時警報システムの情報（国民保護情報及び地震情報、気象情報等／以下、「J-ALERT 情報」という）を受信するため、J-ALERT 受信機更新に必要な設計、製作、設置、試験調整等の全てについて適用する。

2. 目的

甲が運用している既存 J-ALERT 受信機を、新型受信機仕様に適合する受信機に更新、J-ALERT 専用の衛星アンテナを新設し既存の衛星アンテナからの切替をし、既存のシステムを用いて J-ALERT 情報を速やかに自動配信することを目的とする。

3. 業務期間

契約の日から令和8年3月19日まで

4. 履行場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁

5. 請負者（以下「乙」という）は、本仕様書に定めるもののほか、次に掲げる関係法規等に準拠し、整備すること。

- (1) 電波法及び関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 日本産業規格
- (5) 日本電気規格調査会標準規格
- (6) 日本技術標準規格
- (7) 日本電気工業会規格
- (8) 電子機械工業界規格
- (9) その他関係法令、条例、規則等

6. 契約の範囲

次に掲げる事項をはじめ、本業務の完成までに必要な関係官庁等への諸手続及び検収に至るまでの一切とする。また、これらに要する費用は全て契約金額に含むものとする。

- (1) 本仕様書に基づく設備の設計、製作及び設定作業
- (2) 製品の運搬、据付、試験調整
- (3) 本業務実現にあたって必要となる既設設備の保守業者との調整

7. 検査

検査の内容、方法等については、甲と乙と打合せの上で行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については乙において準備するものとする。

8. 据付・接続

各機器は発注者の指定する位置に正しく取り付けること。乙は、本仕様書による機器の正常な稼働に必要な範囲の一切の機器据付並びに接続を行うこと。

新設の J-ALERT 受信機用衛星アンテナは庁舎屋上に設置し、防災行政無線室内の J-ALERT 受信機に接続し、既存の衛星アンテナからの新設の衛星アンテナに切替えること。

なお、新設衛星アンテナから J-ALERT 受信機以外の機器間配線は既設配線を流用すること。

※別添「システム構成図」及び「Jアラート専用アンテナ及び新型受信機設置位置（参考写真）参照

9. 試験、及び既設システム等との連動

消防庁から発信される通報を受信したときに、既存システム等への連携により情報が伝達されるよう、各種設定を行うこと。各種設定内容は甲に承諾を得ること。

訓練通報を受信し、通報ができることを動作確認すること。

J-ALERT 接続後の正常動作を確認するため、既設保守点検業者立会いのもとで保守点検と同等の内容で動作確認を実施すること。合わせて、LG-WAN、衛星通信設備、及びその他既設設備との接続、設定を行い、動作確認を実施すること。

なお、業務期間中に訓練通報の配信が無い場合は、別途協議の上、試験内容を決定するものとする。

10. 保証

引渡しの日から翌日から起算して 1 年間の補償の責に任じ、期間内に生じた故障、事故等において乙の不備等によるものについては、無償で修復するものとする。

11. 疑義の解釈

本仕様書に定められた内容についての疑義、又は現場の取り合い等の関係で本仕様書記載どおりの対応が困難、不都合な場合が生じた際は甲と乙で協議の上、決定するものとする。

12. 提出図書

次の図書を引渡し時に甲へ 1 部提出すること。

- (1) 各装置の取扱説明書
- (2) システム構成図
- (3) 機器への設定登録内容
- (4) その他、甲が必要と認める関連図書及び資料

第2章 共通指定事項

1. 機器の一般的事項

- (1) 運用に際して最適の機能を有するものであること。
- (2) 堅牢にして長時間の使用に十分耐え得るものであり、維持管理が経済的に行えるものであること。
清掃、点検、調整及び修繕が容易に行えるものであり、且つ、これらに際して危険のない構造であること

2. 環境条件

以下条件において性能規格を満足するものであること。

周囲温度	5℃～+35℃
相対湿度	30%～85%(ただし、結露無きこと)

3. 電氣的必要条件

以下条件において性能規格を満足するものであること。

電源電圧	AC100V±10%
------	------------

4. 使用部材の条件

各装置に使用する部品、材料はすべて良品、新品を使用し、日本工業規格同等又は同等以上の性能を有するものであること。

第3章 構成品目

No.	項目	数量	備考
(1)	J-ALERT 受信機	1	JARS-3000 又は相当品
(2)	J-ALERT 管理端末	1	ノート型
(3)	75 cm型 CS アンテナ	1	75CSSK1 又は相当品
(4)	CS コンバーターユニット	1	FC-ASJ5(J) 又は相当品
(5)	CS・BS ブースター	1	CSE452 又は相当品
(6)	アンテナマスト (取付金具付)	1	
(7)	無停電電源装置	1	J-ALERT 受信機の瞬停対策用

第4章 機器仕様

1. J-ALERT 受信機 (JARS-3000 相当品)

- | | |
|----------------|--|
| (1) CPU | インテル®Intel Atom x6425E
(Elkhart Lake) 2.0GHz(4コア) |
| (2) メモリ | DDR4 SDRAM |
| (3) ストレージ | 20GB |
| (4) 通信インターフェース | |
| ① イーサネット | 100BASE-TX/1000BASE-T ×1ポート |
| ② シリアル | RS-232C ×1ポート |
| ③ デジタル出力 | a 接点 ×8出力 |
| ④ 音声出力 | ステレオ音声 ×1ポート |
| ⑤ 衛星データ受信 | F型コネクタ ×1ポート
・RF信号入力(周波数:950~1450MHz)
・衛星受信アンテナ(LNB)給電 |
| (5) 使用環境 | 温度:0℃~+40°
湿度:10%~90%(結露なきこと) |
| (6) 電源電圧 | AC100V±10%・50/60Hz |
| (7) 寸法 | 幅360.0×奥行225.0×高さ87.4mm |
| (8) その他 | 先出センドバック保守は1年間とする |

2. J-ALERT 管理端末

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) OS | Microsoft Windows 11
又はこれと同等以上のもの |
| (2) インターフェース | 有線LAN ×1ポート
又はこれと同等以上のもの |
| (3) ブラウザ | Microsoft Edge |
| (4) その他 | ノート型、マウス付属 |

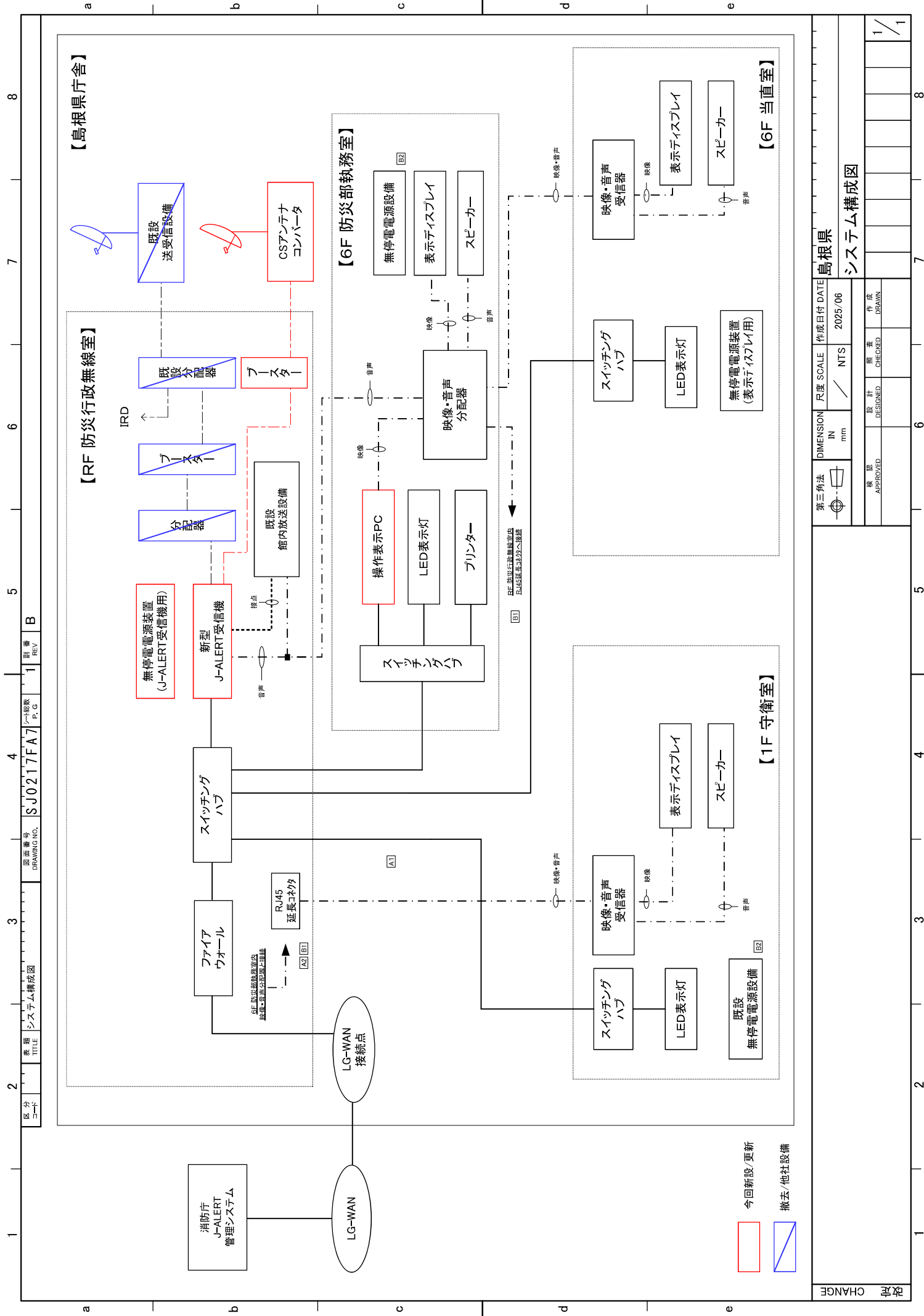
3. 75 cm型 CS アンテナ

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) アンテナ有効開口径 | 0.75 [mφ] |
| (2) アンテナ型式 | オフセット型 |
| (3) 受信周波数 | 12.20~12.75 [GHz] |
| (4) 受信偏波 | 直線偏波(水平または垂直偏波) |
| (5) アンテナ利得 | 38.3 [dBi] |
| (6) 質量 | 7.5 [kg] |

4. CS コンバーターユニット

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 受信周波数範囲 | 12.25~12.75 [GHz] |
| (2) 中間周波数 | 950~1450 [MHz] |
| (3) 総合利得 | 54 [dB] (代表値) |
| (4) 局部発信周波数 | 11.3 [GHz] |
| (5) 使用温度範囲 | -40~+60 [℃] |

(6) 電源電圧	DC+12 [V] ～+24 [V]
(7) 出力構造	F 型端子
(8) 質量	450 [g] 以下
5. CS・BS ブースター	
(1) 周波数範囲	BS・CS-IF 1000～3224 [MHz]
(2) 標準利得	35/40/45 [dB] (1000/2150/3224 MHz)
(3) 入出力インピーダンス	75 [Ω]
(4) 電源電圧	AC100V $\pm$ 10 [V]
(5) 外形寸法	193 (H) $\times$ 147 (W) $\times$ 65 (D)
(6) 質量	1.3 [kg]
6. アンテナマスト (取付金具付)	
(1) 太さ・長さ	ϕ 60.5 [mm] , 2500 [mm]
(2) 質量	ポール 14.0 [kg] , 取付金具 2.3 [kg] /1 個
7. 無停電電源装置	
(1) 運転方式	常時インバーター給電方式
(2) 定格入力電圧／電流	AC100V $\pm$ 10%／10A (最大)
(3) 出力容量	750VA 以上
(4) 停電補償時間	5 分以上
(5) PC 制御ポート	LAN、RS-232C、USB の何れか $\times$ 1 ポート以上
(6) その他機能	J-ALERT 設備が自動シャットダウンすること



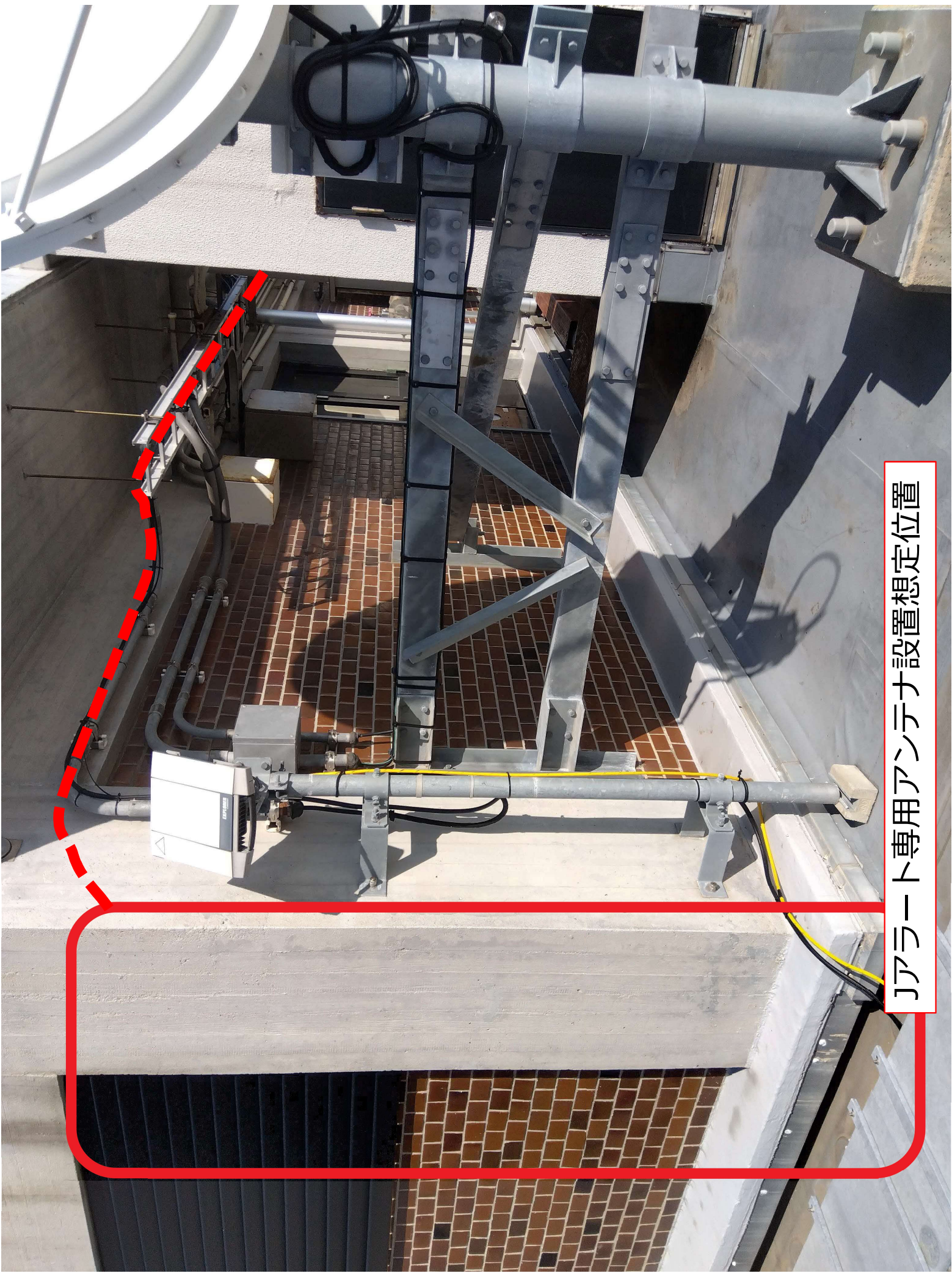
Jアラート専用アンテナ及び新型受信機 設置位置（参考写真）

島根県防災部防災危機管理課

新型受信機設置想定位置



Jアラート専用アンテナ設置想定位置



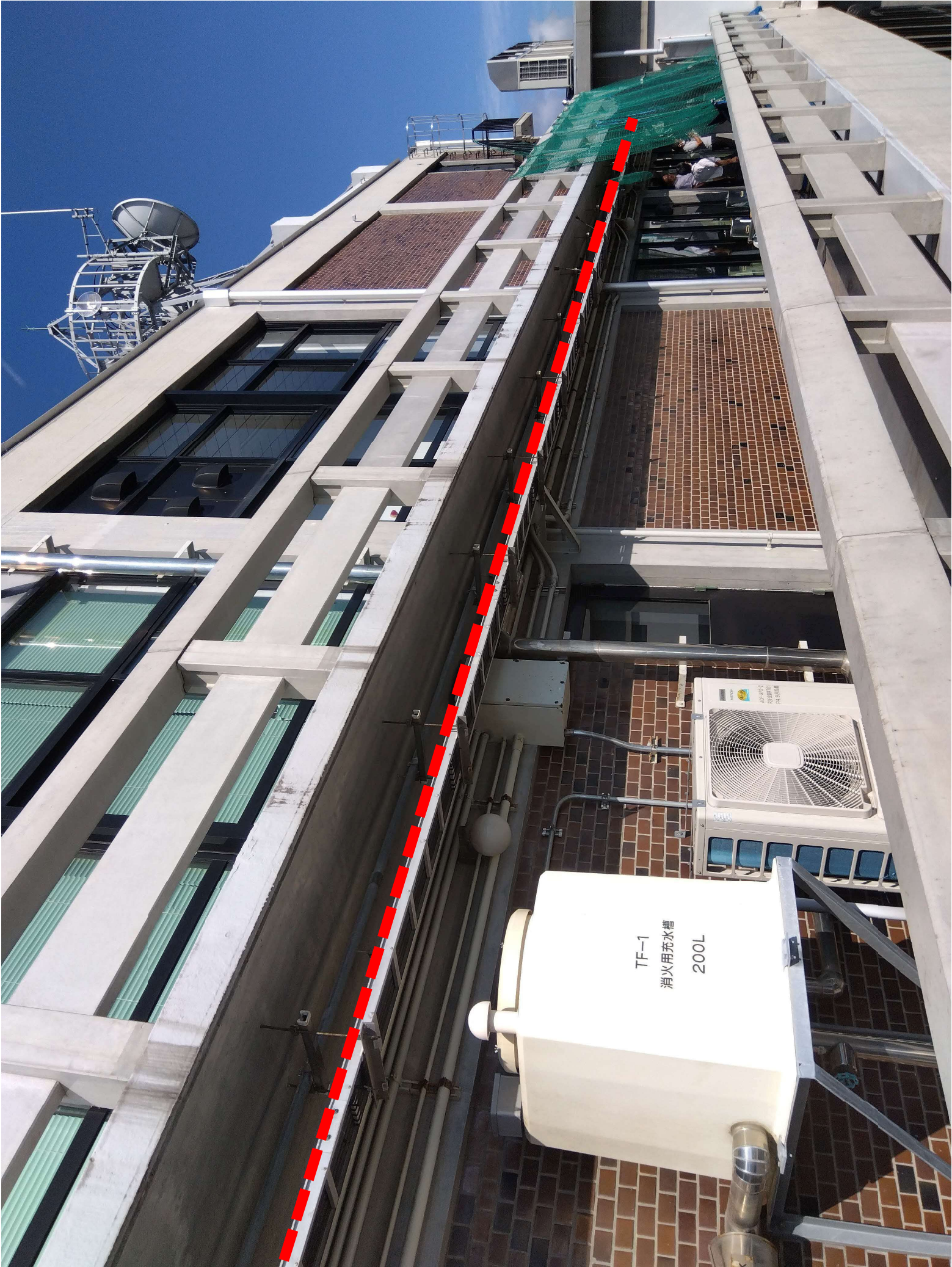




無線室

屋上の無線室は、無線機が稼働しているため、
屋上への立ち入りは厳禁です。ご協力をお願いします。

無線室
200L



無線室下部分拡大写真

